

佐倉市建築審査会傍聴要領

佐倉市建築審査会

1 傍聴手続き

傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 次のいずれかに該当する方は、会議を傍聴することができません。

- 1) 酒気を帯びている方
- 2) 他人に危害を与え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している方
- 3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる方

3 会議を傍聴するに当たって、次の事項を守ってください。なお、傍聴人がこの事項をお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わない時は退場していただく場合があります。

- 1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び職員の指示に従って下さい。
- 2) 会場内では、発言、質問等はできません。
- 3) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- 4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- 5) 会場内において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章を着用しないでください。
- 6) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

別紙

傍 聽 人 名 簿

	氏 名	住 所	職 業	年 齡	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
1 0					
1 1					
1 2					
1 3					
1 4					
1 5					

